

ゴールドマン・サックス・ベンダー行動規範

「ベンダー行動規範」の本バージョンは英語から翻訳されたものです。曖昧さや矛盾がある場合は英語版が優先します。

はじめに

ゴールドマン・サックス・ベンダー行動規範（「本規範」）は、現在および将来のベンダーが業務を遂行する際にゴールドマン・サックスが何を求めるのかを記載したものです。ゴールドマン・サックスに製品やサービスを提供する全てのベンダーは、ガイドライン、方針、および慣行に沿うこと、本規範の規定を自社組織全体および下請け業者を含むサプライチェーン全体に伝達し遵守させることを含め、本規範を認識し、これに従って行動することが求められます。

ベンダーは、誠実さをもって行動する必要があると、また法律面、倫理面、安全性、公正さ、そして環境面において責任あるビジネス慣行に尽力していることを示すよう求められています。ゴールドマン・サックスはベンダーに対し、適用される全ての環境法を遵守して事業を運営し、天然資源を効率よく効果的に使用することを求めています。ゴールドマン・サックスは多様性を受容する文化を奨励し、いかなる形の差別も容認しません。ベンダーは、雇用均等や職場の多様性など（ただしこれらに限定されない）、多様性を受容するビジネス慣行の実施に尽力していることを立証するよう求められています。

ベンダーは、本規範が求める要件を理解し、本規範に概要を示す当社の期待に従って事業を運営し、最低限でも事業活動を行う地域の適用対象となる全ての法律、規則、規制、および基準を遵守する必要があります。本規範に概要を示す基準が現地の法律と異なる場合には、ベンダーは適用対象となる現地法の枠組みの範囲内で、これらの基準を尊重する必要があります。ベンダーは、規制当局に対して率直で協力的な姿勢を採ると共に、司法管轄区の要件を遵守する必要があります。本文書は、ゴールドマン・サックスが当社のベンダー、ベンダーの下請け業者、およびベンダーのスタッフに求めるものをまとめたものです。

ベンダー行動規範

1. 倫理的なビジネス慣行

ゴールドマン・サックスは、当社の事業を最高の倫理基準に従って、適用対象となる全ての法律、規則、および規制を遵守して実施することに専心しています。ベンダーは、当社の原則を共有し、当社の基準を指示すること、また自らの労働者がこれらの基準を確実に理解し遵守するための方針やプログラムを必要に応じて策定することが必要です。

1.a. 贈収賄防止および腐敗防止

ゴールドマン・サックスは、[ゴールドマン・サックス贈収賄防止および腐敗防止遵守宣言](#)（「宣言」）に概要が示されるように、当社の社員、ベンダー、代理人、またはその他ビジネスパートナーが贈収賄・腐敗行為に関わることを許容しません。ベンダーは、米国の海外腐敗行為防止法や英国の贈収賄禁止法、ならびに現地の贈収賄防止法や腐敗防止法をはじめとして、贈収賄や腐敗に対処することを目的として適用される全ての法律および規制の要件を完全に遵守することが求められます。これに関して、ゴールドマン・サックスは、ベンダー（および仲介業者/斡旋業者、代理人お

よびビジネスパートナーを含むゴールドマン・サックスの代理として行動するその他の第三者）に対して、本規範に沿った様式で常時行動し、適切な方針および手順を維持し、契約に適切な贈収賄防止条項を設けることが求められます。

ベンダーは、直接間接を問わず、ビジネスまたは不適切なビジネス上の利点を獲得または維持することを目的として、または関連する機能または行為の不適切な履行に影響を及ぼすことを誘導する、これに返報する、あるいはこれを求めることを目的として、「いかなる金品」をも不正に申し出、提供、支払い、許可、約束、勧誘、または受領することが禁止されています。またベンダーは、定期的かつ非裁量的な政府の措置の履行について促進や保証を目的とした、公務員（公職に就く人物または国有/国営企業の従業員を含む）への支払金である「斡旋料」を含む、不正または不適切な支払いの迂回や実行が禁止されています。

賄賂は「いかなる金品」をさし、これには、現金の賄賂またはキックバックなどの不適切な支払金が含まれるだけでなく、不適切な贈答品、食事、旅行、娯楽、慈善寄付、政治献金、および就職または実務研修の斡旋など、その他の直接的または間接的なリベート、利益および優遇なども含まれます。また、「いかなる金品」には、物品またはサービスに対する正当な支払金のように見せかけた賄賂なども含まれます。

1.b. 贈答品、旅行、娯楽

ベンダーは、ビジネス上の決定に影響を及ぼすことを目的とする、あるいはそのように見える可能性がある、旅行や娯楽など、高額またはその他不適切な贈答品、謝礼、優遇、利益またはその他報酬を提供してはなりません。贈答品、旅行および娯楽の申し出は、不適切な義務または期待、あるいは不適切な交換のように見える状況を生み出す可能性があります。また、最終的に利益が全く提供されなかった場合でも、問題が発生する可能性があります。

1.c. 利益相反

ベンダーは、不正行為および利益相反、あるいはそのいずれかのように見える状況を回避する必要があります。利益相反は、ベンダーが客観性に影響を及ぼす活動、またはそのように見える可能性がある活動に関与する場合に生じる可能性があります。

1.d. 機密保持、プライバシー、およびデータ保護

ベンダーは、秘密情報を保護することが求められます。ベンダーは、ゴールドマン・サックスの代理としてアクセス、受領、または処理する情報を含め、個人データ、専有情報、および秘密情報に対して保護を提供する適切な技術的および組織的な措置ならびにプロセスを採用し、維持しなければなりません。利益相反は、ベンダーが客観性に影響を及ぼす活動、あるいはそのように見える可能性がある活動に関与する場合に生じる可能性があります。さらにベンダーは、すべての適用されるプライバシー/データ保護および情報セキュリティに関する法規制を遵守する必要があります。

1.e. 苦情申し立ての仕組み

ベンダーは、職場の懸念事項を労働者が報復を恐れずに提起できるプロセスを設置することが求められます。この苦情申し立ての仕組みは、透明性が高く労働者が理解しやすいものでなければならず、また内部通報者を確実に保護するものとすべきです。

1.f. 責任ある鉱物の調達

紛争の影響を受ける高リスク地域から調達した鉱物（タンタルム、コロンバイト-タンタライト（略称コルタン）、スズ、錫石、鉄マンガン重石、タングステン、または金を含むがこれに限定されない、総称して「紛争鉱物」）を含む製品を供給するベンダーは、紛争鉱物を製造または製造契約する製品に使用しないこと、および鉱物の調達が、直接間接を問わず、テロリストの資金調達や人権侵害を含む武力衝突を助長すると知りながら使用することはないことを保証する必要があります。これらの鉱物の調達は、OECDの紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューディリジェンス・ガイダンスと一致した方法で行われることが求められます。

1.g. 脱税および脱税助長の禁止

ゴールドマン・サックスは、非合法的な脱税または非合法的な脱税の助長を認めません。ベンダーは、直接間接を問わず、税務当局から逃れるための意図的もしくは詐欺的な資金迂回に関わること、または他の者が関わることを助長することを禁じられています。ベンダーは、上記のような行為を防止する合理的なプロセスを採用・維持し実施することにより、ベンダーの代理人、下請け業者、仲介業者、および労働者が確実に上記を遵守するよう保証することが求められます。

2. 労働および人権

ゴールドマン・サックスは、人権保護に対する自らの責任を認識しています。こういった権利の例は、国連のビジネスと人権指導原則（UNGP）や世界人権宣言、国際労働機関（ILO）コア条約を含む、国際的に認められた基準に明示されています。ゴールドマン・サックスの立場は、当社の人権宣言や、当社がビジネスを行う国での活動に反映されています。ベンダーは、同様の方針や慣行を採用し、それを移民や臨時労働者を含む全ての労働者、供給業者、およびサプライチェーンに適用すると共に、以下の（a）から（h）で述べる点に対応することが求められます。

2.a. 賃金および手当

ベンダーは、適用法の要件に合ったまたはそれ以上の賃金および手当を提供すべきです。さらに、ベンダーは、法的に義務付けられた最低賃金を上回る生活賃金を支払うように努力することが強く奨励されます。ベンダーは最低でも、労働者に対して、定期的にかつ適時に、法定最低賃金、一般的な業界の賃金、または該当する労使協約で合意した賃金の中でより高い金額を支払うべきです。その他、有給休暇、年金、公的健康保険、医療補助、産前産後休暇、育児休暇、家族介護休暇、育児手当などを含む（ただしこれらに限定されません）法律で義務付けられたその他のあらゆる種類の手当も、法律で定めるとおりに提供しなければなりません。残業は全て、法律および従業員個人

との契約、または他の適用対象となる契約もしくは労働協約に従って実施し、報酬を支払う必要があります。

2.b. 労働時間

労働者は、関連する労働時間、残業時間、および週あたりの労働日の法的条件を超えて労働を求められることがないようにすべきです。労働者は、休日、産前産後・育児休暇、家族介護休暇、病気休暇など、適用対象となる法律に基づいて労働者が法的に権利を有するいかなる種類の有給休暇や休みの付与も受け、正しく報酬を受け取るものとします。

2.c. 奴隷制、強制労働、および人身売買

ゴールドマン・サックスは、いかなる形態であろうと奴隷制、強制労働、または人身売買を許容しません。さらにゴールドマン・サックスは、当社の「[現代の奴隷制および人身売買に関する宣言](#)」に表明するとおり、上記の慣行に関与するベンダー、または自社の下請け業者が上記の慣行に関わることを認めるベンダーとは、それと知りながら業務を行うことはありません。ベンダーは、英国 2015 年現代奴隷法やオーストラリア 2018 年現代奴隷法を含む（これらに限りません）、奴隷制、強制労働、および人身売買に関する適用法の要件を完全に遵守することが求められます。

全ての労働は、自主的に締結した契約に基づき、契約に従って実施されなければなりません。ベンダーは、囚人労働、借金による束縛、または政府による強制労働を含め、いかなる種類の自発的でない労働も使用してはなりません。ベンダーは、強制労働に関連する慣行に関与してはなりません。[国際労働機関（ILO）に特定された](#)こういった慣行には、賃金の天引き、身分証明書類の取り上げ、移動の禁止が含まれます。ベンダーは、労働者が、リクルート業者や代理人といった第三者の労働提供業者に搾取されないよう保証する対策を講じるべきです。こういった対策には、労働者が支払う採用手数料の上限設定または排除、全ての労働者への母国語または労働者が理解できる他の言語での契約書の提供、職を保証するための、労働者からベンダーまたはリクルート業者に支払う預り金の排除などが含まれます。

さらにベンダーは、人身売買に関与したり、支援したりすることは禁じられており、自社の拡大サプライチェーン内においていかなる人身売買も存在しないよう保証するデューディリジェンス対策を実施するよう奨励されます。

2.d. 児童労働

ベンダーは児童労働の使用が禁じられており、また適用される法定最低雇用年齢未満の子供を使用しないために必要な予防策を採るべきです。こういった対策には、年齢確認制度、マネージャーの研修、児童労働問題について下請け業者や供給業者に伝達することなどが含まれます。ゴールドマン・サックスは、ILO 条約第 130 号および第 182 号、ならびに国連児童人権条約を全面的に支持し、遵守します。「児童」ということばは、15 歳（国の法律が認める場合は 14 歳）、または義務教育の完了年齢、またはその国の最低雇用年齢の中で最も高い年齢に達していない人物を指します。14 歳（国の法律が認める場合は 13 歳）以上から 18 歳未満の労働者を雇用する場合には、ベンダーは、

こういった雇用が関連する法律に従っていることを保証すると共に、若年労働者の健康や安全にとって有害である可能性がある状態に対して、適切な保護を与える必要があります。

2.e. 結社および団体交渉の自由

ベンダーは、関連する現地法の要件を満たすまたはそれ以上の要件を受け入れることで、労働者が有する結社の自由および団体交渉の権利を尊重することが求められます。

2.f. 尊敬、多様性の受容、差別の禁止

労働者は常に、尊敬と尊厳を持って取り扱われるべきです。ベンダーは、採用および雇用慣行における差別についての適用法全てを遵守する必要があります。

ベンダーは、差別、ハラスメント、いじめのない職場を維持し、年齢、障害、民族的または社会的出身、性別、性同一性、国籍、人種、性的嗜好、配偶者の有無、子供の有無、妊娠、政治的信条、宗教的信念、組合への加入、または兵役の有無を含む（これらに限定されません）いかなる理由による、いかなる形態の不適切な振る舞いや虐待も許容しないことが求められます。ベンダーは、職場における機会均等を推進し、ハラスメント、暴力、および虐待（身体的または言葉によるもの）が常でない職場を維持することが求められます。

2.g. 安全で健康的な職場環境

ベンダーは、健康上や安全面のリスクを最小化し、事故防止を支援して、全社員と社員の活動によって影響を受ける他の全ての人の健康と安全を保証することに努め、安全で健康的な労働環境を提供しなければなりません。ベンダーは、自らが事業を営む司法管轄区で適用される全ての健康や安全に関する法規制を遵守すること、および労働者に適切な個人用防護具を無償で提供することが求められており、また自社の下請け業者にも同じ対応を求めるものとします。

2.h. 衛生、水、および住居

ベンダーの労働者には、すぐに利用できる清潔なトイレ施設と飲用に適した水を提供しなければなりません。ベンダーが労働者に宿舎を提供する場合、宿舎を清潔かつ安全に保つと共に、労働者に適切な緊急出口、防災設備、浴用のためのお湯、適切な暖房と換気、および合理的な入退出特権を提供するものとします。

3. 小規模事業者

ゴールドマン・サックスは、サプライチェーン内の競争と革新を推進することを重視しており、その「スモールベンダープログラム」は、あらゆる背景を持つ小規模事業者の市場参入の障壁を取り除くことを目的としています。これにより、小規模事業者はビジネスチャンスに対して平等に競争できるようになります。

ベンダーは、自身のサプライチェーンのネットワークを構築する際に同様の原則を採用することにより、小規模事業者に機会を提供することが奨励されます。

4. 環境スチュワードシップ

環境スチュワードシップは、ゴールドマン・サックスのビジネスのあり方を決める際の鍵を握る側面の 1 つであり、ゴールドマン・サックスの環境社会デュー・ディリジェンス・ガイドラインにも反映されています。ベンダーは、ベンダーの事業に適した、また現地および世界のベストプラクティスに即した、当社と同じレベルの環境面および社会面での努力を着実に実施することが奨励されます。こういった努力には、気候変動や環境パフォーマンスに関するリスクや機会を特定し、管理するプロセスの実行が含まれます。ベンダーの事業運営の規模および性質に応じて、ベンダーは、原材料の使用、エネルギー使用、温室効果ガス（GHG）の排出、水の使用、廃棄物の廃棄、大気質および生物多様性など、その事業運営から環境への影響に対処すべきです。

4.a. エネルギーおよび温室効果ガス排出

ゴールドマン・サックスは、自社の事業運営およびサプライチェーンにおける温室効果ガス排出削減に尽力しています。ベンダーは、供給業者の影響を含めて、自社の事業運営や戦略がもたらす環境面での影響を追跡、管理、緩和することが奨励されます。供給業者の影響も含めて、自社の事業運営や戦略がもたらす環境面での影響を追跡、管理、緩和することが奨励されます。実行可能な場合には、ベンダーは、スコープ 1、2、3 の温室効果ガス排出量の削減目標の設定など戦略や事業復旧計画に気候変動がもたらす影響を軽減するための方法を組み込むため、そして事業運営に関係し該当する場合は、エネルギー効率の高い製品、スマートビル技術およびその他のイニシアチブを選択するなどの効果的な対策を通じてこれらの目標を実現するために措置を講じるべきです。ゴールドマン・サックスより要請があった場合には、ベンダーは、エネルギーおよび GHG 排出管理の方針および実績の開示を奨励されます。

4.b. 水

ベンダーは、自社の事業運営において水資源の保護、水の利用削減および再利用のための措置をとるよう奨励されています。またベンダーは、自社の事業運営によって、自社施設の上流および下流双方を含む周辺コミュニティの全ての利用者が安全な水、下水処理、衛生への十分なアクセスを妨げられないことがないよう、水資源を管理することも奨励されています。

4.c. 廃棄物

ベンダーは、自社の事業運営および供給業者全体を通じて、廃棄物の減量および除去のための具体的な対策を採るよう奨励されています。廃棄物、とりわけ有害廃棄物は、責任ある方法で管理しなければなりません。環境に放出された場合に有害な化学物質およびその他の物質は、安全な取り扱い、移動、保管、リサイクル、再利用または廃棄が行えるよう特定し、管理しなければなりません。廃棄物および有害廃棄物を取り扱う全ての労働者は、物質の取り扱い、および、もし誤って管理したり労働者や環境に放出された場合にその物質が及ぼす潜在的な危険について、適切な訓練を受ける必要があります。ベンダーは、安全に運営し、適用対象となる運輸法とベストプラクティスを遵守しているという実績を持つ認可運送業者および運送車のみを使用しなければなりません。

4.d. 物質に関する規制および取り扱い

ベンダーが使用する全ての物質は、安全で責任ある取り扱い、保管、移動、再利用、リサイクル、および廃棄を保証するために、特定物質の禁止または制限に関して適用対象となる規則、法規制を遵守しなければなりません。

5. 事業継続性、レジリエンスおよび緊急時への備え

ベンダーは、事業継続性リスクを管理し、BCP 事象の発生時の重要サービスの利用可能性、継続性およびレジリエンスを保証することが求められます。それぞれのビジネスの関連する適用可能性と性質に応じて、ベンダーは、緊急時、危機的状況、気象災害または他の自然災害、パンデミックやエピソード、テロリスト/セキュリティ関連事象、ストライキ、労働力や他の資源の制約、システム機能および/または設備稼働の停止または利用不可能、停電、および/または通信機能の停止または利用不可が発生した場合に、ゴールドマン・サックスの業務、オペレーション、評判に重大な支障を来さないように保証するために、自社の事業およびサービスを最低限の中断で継続させるための計画を整備しなければなりません。ベンダーは、ゴールドマン・サックスからの要請に応じて、これらの計画を共有するものとします。

6. 管理体制とガバナンス

ゴールドマン・サックスは当社のベンダーに対して、本規範を遵守し、継続的に業績を改善するために、現在利用できる最善の技術と慣行を活用した効果的な管理制度を制定するよう奨励しています。上記には、本規範を遵守することに伴うリスクの特定および予防的緩和のためのプロセス、ならびにリスク管理の継続的な監視およびレビュー、ならびに全てのインシデントの迅速で正確な報告が含まれるべきです。

本規範の内容に関連した範囲を持つ管理制度としては、ISO 9001、ISO 14001、ISO 50001、SA8000、ISO 45001:2018、ISO22301 などが含まれます。

全ての新規および既存のベンダーは、本規範に記載されたこれらの最低限の期待に応え、自社の事業を継続的に改善していく志を持つことが求められます。

ベンダーが本規範の要件や求める期待を満たせなくなるような事実や状況が発生した場合には、直ちに自社を担当するゴールドマン・サックスのリレーションシップ・オーナーまで報告しなければなりません。

ゴールドマン・サックス・ビジネス・インテグリティ・プログラムに沿って、ゴールドマン・サックスは、当社の社員および全ての人々に対して、誠実さに対する懸念を報復を受けることなく提起できるような、様々なチャンネルを提供しています。現地法規制もしくは本規範の違反、反倫理的な振る舞いなどを含む（これらに限定されません）誠実さに対する懸念が考えられる事象に直面した場合には、匿名または開示ベースでゴールドマン・サックス・インテグリティ・ホットライン/ウェブフォームで報告することができます。誠意を持って懸念を報告した個人に対するいかなる形の報復もゴールドマン・サックスの原則に反するものであり、許されません。

ゴールドマン・サックスの報告用ホットライン（24 時間 365 日受付）は以下の通りです。

- 米国内: 1 (866) 520-4056
- 米国外: 1 (917) 343-8026

ベンダーは、透明性と開示に対する公約に参加すること、要請があった場合にはゴールドマン・サックスに全面的な協力を提供すること、ベンダーの方針、手順、または本規範の遵守に関連するその他の文書を確認することが求められます。ゴールドマン・サックスは、本規範およびその他の会社方針に対するベンダーの適合性を随時監査する権利も保持します。要請があった場合には、ベンダーは、本規範に含まれる内容に関連した自社の実績の詳細およびデータを、ゴールドマン・サックスまたはその他の組織に提供することが求められます。

ベンダー自身が本規範の要件違反に気づいた場合、ベンダーは、ゴールドマン・サックスに速やかに、または実行可能な範囲で直ちに報告を行い、こうした違反を適時に、かつ慎重な方法で是正することが求められます。ベンダーが上記の報告および是正を行わない場合には、関係の見直しまたは終了につながる場合があります。

ゴールドマン・サックスは、本規範を継続的に再検証し、更新することに尽力しています。従って、本規範は随時変更される可能性があります。本規範の最新版は [こちら](#) よりご覧になれば、掲載された時点で効力を発します。

本規範の内容は補足的なものであり、いかなる意味においても、各ベンダーとの関連する契約（存在する場合）に基づくゴールドマン・サックスの権利および是正策に影響を与えたり、侵害したりするものではありません。本規範の要件を遵守しない場合、または契約に違反した場合には、ゴールドマン・サックスは、本規範に基づく権利を保留すると共に、本規範、関連する契約、および（または）現地の法規制に基づいた権利をその一任で行使する権利を保持します。

ゴールドマン・サックスがいずれかの時に、本規範のいずれかの規約の厳格な実施や遵守を主張しないまたは主張を省いたとしても、それがその権利の放棄につながるものではありません。

本規範のいずれかの規約とベンダーとの関連する契約のいずれかの条項との間に矛盾または曖昧さが生じた場合には、当該契約の条項が優先します。